

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	たつの市

たつの市鳥獣被害防止計画

(令和6年度～令和8年度)

<連絡先>

担当部署名 たつの市 産業部 農林水産課
所在地 たつの市龍野町富永1005番地1
電話番号 0791-64-3137
FAX番号 0791-63-3784
メールアドレス norinsuisan@city.tatsuno.lg.jp

たつの市鳥獣被害防止計画 目次

1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
	(1) 被害の現状（令和元年度）	1
	(2) 被害の傾向	1
	(3) 被害の軽減目標	2
	(4) 従来講じてきた被害防止対策	3
	(5) 今後の取組方針	4
3	対象鳥獣の捕獲等に関する事項	5
	(1) 対象鳥獣の捕獲体制	5
	(2) その他捕獲に関する取組	6
	(3) 対象鳥獣の捕獲計画	6
	(4) 許可権限委譲事項	8
4	防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	8
	(1) 侵入防止柵の整備計画	8
	(2) その他被害防止に関する取組	9
5	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対応に関する事項	10
	(1) 関係機関の役割	10
	(2) 緊急時の連絡体制	11
6	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	11
7	捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	11
8	被害防止施策の実施体制に関する事項	12
	(1) 協議会に関する事項	12
	(2) 関係機関に関する事項	13
	(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	13
	(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	13
9	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	14
10	家畜伝染病の要望に関し必要な事項	14

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ・ヌートリア・アライグマ・アナグマ・ハクビシン・カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	たつの市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	水稻・麦類・大豆・野菜等	7.5	5,515
イノシシ	水稻・いも類・野菜等	5	6,897
ヌートリア	水稻・野菜	0.2	227
アライグマ	野菜・果樹	1.15	4,879
ツキノワグマ	実被害なし		
アナグマ	野菜・果樹	0.01	10
ハクビシン	野菜・果樹	0.13	268
カワウ	実被害あり		

(2) 被害の傾向

<p>有害鳥獣による被害は平成25年度と比較し面積比で約86%、金額比で約73%増加しており、特にニホンジカとイノシシの被害が深刻である。</p> <p>ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる被害は、市内全域で春先から晩秋にかけて発生しており、主に田植え・稲刈り時期の水稻を中心に、大豆・野菜等への被害が集中している。また、森林の下層植生への食害により若木が育たず森林が衰退し、森林の公益的機能、生態系への影響が懸念される。</p> <p>イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は、9～11月に水稻やいも類等への食害、踏み倒し被害が多く発生している。被害区域は市内全域に広がっており、特に市の南部で被害が増加している。また、土壌生物を餌とするため田畑や芝、畔(あぜ)を掘り起こすといった生活環境被害も発生している。</p>

ヌートリア

ヌートリアは、市内の池や川で出没が確認されており、徐々に生息域が拡大し、水稻、野菜等の農作物被害が発生している。また巣穴による土手や畔(あぜ)の強度を低下させる生活環境被害も発生している。

アライグマ

アライグマは、市内全域で出没が確認されており、徐々に生息域が拡大し、野菜・果実等の農作物被害が発生している。また家屋等の屋根裏に侵入し、糞尿による生活環境被害も発生している。

ツキノワグマ

ツキノワグマは、出没に対する周辺住民の不安といった精神被害が主となっており、市の北部で繁殖期を迎える5月頃から冬眠期に入る12月頃まで出没している。特に冬眠に備え食欲の増す飽食期(10月頃)がピークとなる傾向がある。現在、農作物や人身的な被害は発生していない。

アナグマ

アナグマは、市内全域で出没が確認されており、徐々に生息域が拡大している。野菜・果実等の農作物被害が発生している。

ハクビシン

ハクビシンは、市内全域で出没が確認されており、徐々に生息域が拡大している。野菜・果実等の農作物被害が発生している。

カワウ

カワウは、揖保川水域や市内の池で確認されており、飛来数が増加している。アユ等の放流稚魚の水産物被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害数値 (ha)	被害金額 (千円)	被害数値 (ha)	被害金額 (千円)
ニホンジカ 目標 20%減	7.5	5,515	6	4,412
イノシシ 目標 20%減	5	6,897	4	5,517
ヌートリア 目標 20%減	0.2	227	0.16	181
アライグマ 目標 20%減	1.15	4,879	0.92	3903
ツキノワグマ	—			
アナグマ 目標 20%減	0.01	10	0.01	8
ハクビシン 目標 20%減	0.13	268	0.1	214
カワウ	—			

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>捕獲体制の整備及び捕獲班の編制状況は、従来から(一社)兵庫県猟友会揖保支部及びたつの支部(特定非営利活動法人有害鳥獣捕獲隊マタギの会)と連携し、10班105名で捕獲体制を構築している。</p> <p>(令和5年度4月現在)</p> <p>ニホンジカとイノシシの有害捕獲については被害地区代表者より捕獲要望がある際、捕獲班と調整し実施している。</p> <p>特にシカの捕獲については、4月から10月までの期間に重点的に個体数調整を進めている。</p> <p>ヌートリア・アライグマ・アナグマ・ハクビシンについても被害地区代表者からの捕獲要望により、捕獲班と調整し実施している。</p> <p>ツキノワグマについては、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害防止と合わせて地域個体群の保全を図りながら出没状況に応じて有害鳥獣捕獲等で迅速に対応している。</p> <p>カワウについては、揖保川漁協組合からの捕獲要望により、捕獲班と調整し実施している。</p> <p>市では、被害状況により獣種に応じた捕獲檻の貸出を行っている。</p> <p>捕獲檻</p> <p>ニホンジカ・イノシシ用大型檻 48基 ヌートリア・アライグマ用小型檻 23基 ツキノワグマ用ドラム缶檻 1基</p>	<p>近年若者の狩猟に対する関心が低く、狩猟免許(銃器、ワナ)所持者の新たな後継者がほとんど育たず、人員の減少及び高齢化が進んでいる。</p> <p>捕獲を行った際の鳥獣の処理について埋設及び焼却処理を原則としているが、適切な処分場所が少なく捕獲者の負担となっている。</p>

防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置		野生動物の生息域の拡大により、防護柵の必要な地域が増加している。	
	農作物被害防止のため、「鳥獣被害防止柵整備事業」により金網柵等の設置経費に対する補助を行っている。			
	令和2年	電気柵		2,332m
		金網柵		699m
	令和3年	電気柵		2,900m
		金網柵		2,000m
	令和4年	電気柵		3,824m
	金網柵	315m		
	ワイヤーメッシュ	2,519m		

(5) 今後の取組方針

科学的データ・地域の実情に基づき被害防止を推進するため、生息状況・被害状況・防止対策の実情を的確に把握し、専門家や住民の意見等を参考としながら地域の実情と鳥獣の動向に応じた被害防止対策を講じる。

捕獲については、現在の捕獲体制を基礎に有資格者による銃器・ワナでの鳥獣捕獲を実施するとともに、自治会等に免許取得を呼びかけ、捕獲班の体制を強化する。

生息環境整備については、県民緑税を活用した「野生動物共生林整備事業」を引き続き実施し、緩衝帯（バッファゾーン）と防護柵の整備を一体的に進める。また、地域住民やボランティア等による自発的な災害に強い森づくり整備活動（バッファゾーン整備等）を支援する。

金網柵の設置研修等により防護の推進と知識の普及を図る。

県の被害集落自立サポート事業に取組む自治会に対して市単独事業として補助を行い、集落独自の被害対策の推進を図る。

県が三木市吉川町で整備を進める「兵庫県立総合射撃場」において銃猟及びワナ猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を図る。

ニホンジカ

兵庫県第3期ニホンジカ管理計画との整合性に留意しながら、捕獲班による個体数の調整と防護柵による侵入防止を図る。

また、防護柵の維持管理等地域ぐるみの対策を推進し、獣害に強い集落づくりを目指す。

イノシシ

兵庫県第3期イノシシ管理計画との整合性に留意しながら、捕獲班による効率的な捕獲と防護柵による侵入防止を図る。

また、防護柵の維持管理等地域ぐるみの対策を推進し、獣害に強い集落づくりを目指す。

ヌートリア・アライグマ

平成22年度に作成した「たつの市ヌートリア・アライグマ防除実施計画」に基づき、地域住民と一体的な捕獲班を形成し、迅速な捕獲を進め、市内での撲滅を目指す。

ツキノワグマ

人里での出没による生活被害、精神被害については、現地における情報収集を行い、原因個体の排除や防護を行うことで、被害の防止を図ると同時に、迅速な情報伝達に基づいた注意喚起や出没対応を行い、未然に事故を防止する。

出没対応については、兵庫県ツキノワグマ管理計画と調整を図りながら進める。

アナグマ・ハクビシン

地域住民と一体的な捕獲班を形成し、迅速な捕獲を進める。

カワウ

漁業協同組合との連携を図り、追い払いや迅速な捕獲を進める。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の捕獲体制により捕獲活動を継続していく。

兵庫県猟友会 たつの支部 2班 25名 揖龍支部 8班 80名

特定非営利活動法人有害鳥獣捕獲隊マタギの会 2班 25名 (※)

※兵庫県猟友会たつの支部の隊員は、特定非営利活動法人有害鳥獣捕獲隊マタギの会の隊員と概ね重複する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	ニホンジカ イノシシ	猟友会等との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 狩猟者の確保・育成の支援体系を構築する。 大型獣用の捕獲檻の貸出を行う。
6年度 ～ 8年度	ヌートリア アライグマ アナグマ ハクビシン	猟友会等との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 狩猟者の確保・育成の支援体系を構築する。 小型獣用の捕獲檻の貸出を行う。
6年度 ～ 8年度	ツキノワグマ	くり返し人里へ出没する場合は、ツキノワグマ出没対応マニュアルにより必要最小限の有害捕獲により対応する。
6年度 ～ 8年度	カワウ	猟友会等との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンジカ、イノシシ 被害拡大を抑制するとともに適正な個体数管理を行うため、捕獲計画数を設定する。</p> <p>ヌートリア、アライグマ 全頭駆除を目標とした捕獲を行う。</p> <p>ツキノワグマ 適切な被害防止対策に努めるとともにくり返し人里へ出没する等の場合は、有害捕獲により対応する。捕獲計画頭数は設定しない。</p> <p>アナグマ、ハクビシン 被害拡大を抑制する適正な捕獲を行う。</p> <p>カワウ 被害拡大を抑制する適正な捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等（狩猟期含）		
	6年度	7年度	8年度
ニホンジカ	1,800頭	1,800頭	1,800頭
イノシシ（※）	700頭	700頭	700頭
ヌートリア	可能な限り捕獲		
アライグマ	可能な限り捕獲		
ツキノワグマ	必要最小頭数		
アナグマ	被害拡大を抑制する適正な捕獲		
ハクビシン	被害拡大を抑制する適正な捕獲		
カワウ	被害拡大を抑制する適正な捕獲		

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣の捕獲は、猟友会等の協力の下、市内全域で実施する。</p> <p>ニホンジカ 銃器による捕獲を実施する。また、農作物被害による被害地区代表からの要望に応じてワナによる捕獲を行う。</p> <p>イノシシ 銃器による捕獲を実施する。また、農作物被害による被害地区代表からの要望に応じてワナによる捕獲を行う。</p> <p>ヌートリア 農作物被害による被害地区代表からの要望に応じてワナによる捕獲を行う。</p> <p>アライグマ 農作物被害による被害地区代表からの要望に応じてワナによる捕獲を行う。</p> <p>ツキノワグマ くり返し集落内に出没し、精神的被害を含めた被害を発生させた場合や、集落徘徊により人身被害の危険性が高い場合は捕獲を行う。</p> <p>アナグマ・ハクビシン 農作物被害による被害地区代表からの要望に応じてワナによる捕獲を行う。</p> <p>カワウ 水産物被害による漁業協同組合からの要望に応じて銃器による捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
山間部での捕獲効率向上のため、ライフル銃を使用する場合がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
ニホンジカ イノシシ	市内全域 金網柵・ワイヤーメ ッシュ柵・電気柵 4,000m	市内全域 金網柵・ワイヤーメ ッシュ柵・電気柵 4,000m	市内全域 金網柵・ワイヤーメ ッシュ柵・電気柵 4,000m

(2) その他被害防止に関する取組

① 事業メニュー

年度	事業名	事業内容
6年度 ～ 8年度	集落ぐるみの被害対策推進事業 (市単独事業)	県の被害集落自立サポート事業を行う自治会に対し捕獲檻の購入や、防護柵の補修に補助を行う。
	有害鳥獣捕獲従事者確保推進事業 (市単独事業)	狩猟免許の新規取得や更新に対して補助を行う。
	鳥獣被害防止柵整備事業 (県鳥獣被害総合対策事業)	集落柵の設置に対して補助を行う。 補助率 請負施工 85% 直接施工 100%
	野生動物共生林整備事業 (県民みどり税事業)	野生動物の被害が深刻な地域にバッファゾーンを整備を行う。
	動物捕獲用機材貸出事業 (市単独事業)	野生動物の被害がある自治会に、貸し出しを行う。

① 鳥獣に対する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策知識の普及と啓発 被害のある自治会への狩猟免許取得の啓発 野生動物共生林整備地の施工後の維持管理と新規取組団体の発掘
	ヌートリア アライグマ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策知識の普及と啓発 被害のある自治会への狩猟免許取得の啓発
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策知識の普及と啓発 放任果樹等の除去、花火、轟音玉等被害防除品の導入による効果的な追い払い
	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策知識の普及と啓発 被害のある漁業協同組合との連携

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
たつの市 (実施隊・教育委員会を含む)	関係機関への連絡調整 住民の安全確保 捕獲又は追い払い活動 市民への注意喚起 学校園所との連絡調整
光都農林振興事務所 (森林動物指導員)	捕獲又は追い払い活動等の技術支援
兵庫県森林動物研究センター	捕獲又は追い払い活動等の技術支援
たつの警察署	住民の安全確保 交通整理、雑踏整理 捕獲又は追い払い活動の支援
兵庫県猟友会 揖龍支部 たつの支部 特定非営利活動法人有害鳥獣捕獲隊マタギの会	捕獲又は追い払い活動
自治会	目撃情報の提供、通報 自治会員への周知、注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制

①通報受信	
発生場所	
加害鳥獣の種類、数	
負傷者の有無	
通報者の連絡先（住所・氏名・電話番号）	
②関係機関への連絡と出動要請	
たつの警察署	
光都農林振興事務所	
たつの市教育委員会	
猟友会（たつの支部・揖龍支部）	
③現場での対応（主な役割）	
たつの警察署：交通整理、雑踏整理	
たつの市 農林水産課	} 捕獲又は追い払い
猟友会（たつの支部・揖龍支部）	
特定非営利活動法人有害鳥獣捕獲隊マタギの会	

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、埋設及び焼却処分を原則とするが、その他にもシカ肉の活用方法（食肉、ペットフード等）の普及啓発を進める。 ツキノワグマについては、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき殺処分した個体については、兵庫県と協議の上、兵庫県森林動物研究センターで学術研究の試料とする。
--

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

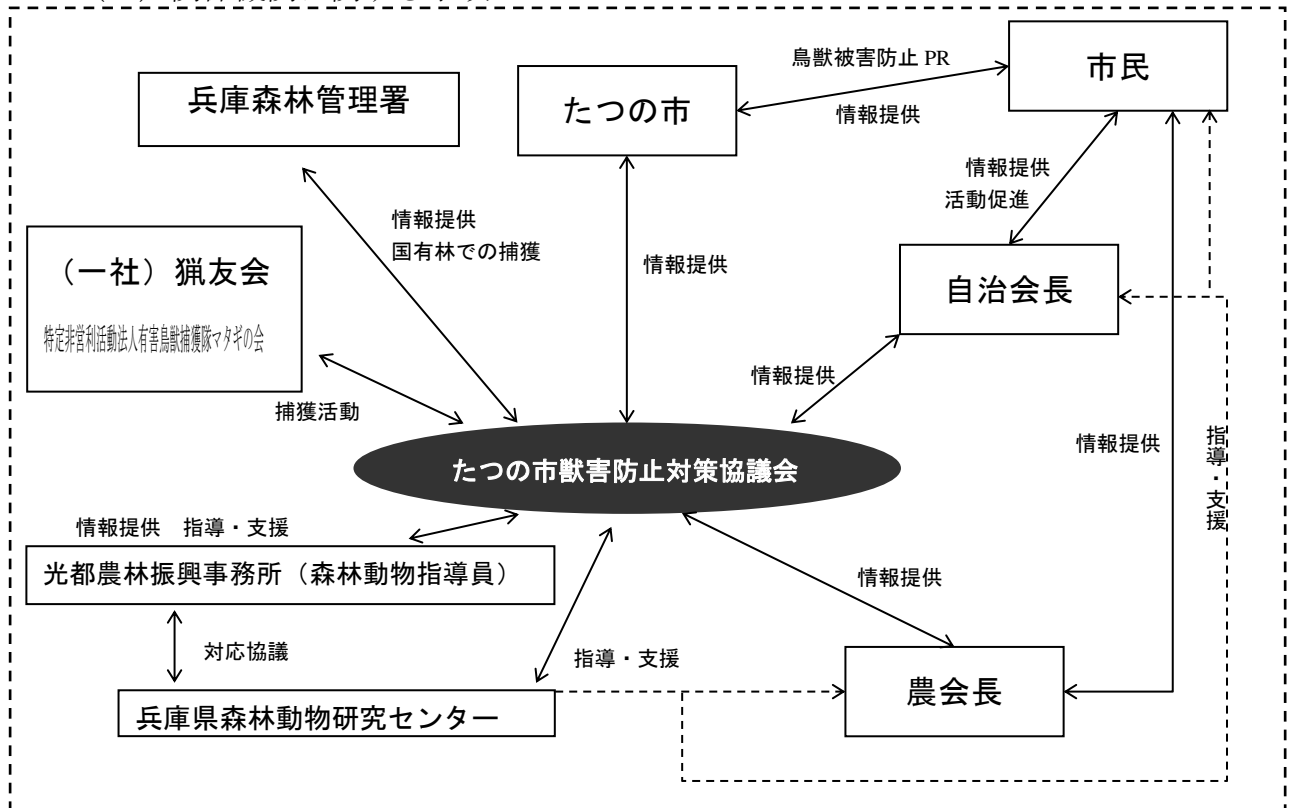
捕獲した鳥獣の処理については、埋設及び焼却処分を原則とするが、その他にもシカ肉の活用方法（食肉、ペットフード等）の普及啓発を進める。
--

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	たつの市獣害防止対策協議会 (平成 25 年 4 月設置)
構成機関の名称	役割
たつの市	被害防止対策の推進 被害情報の提供、防除の推進 狩猟免許取得者の発掘
たつの森林組合	被害情報の提供、防除の推進
(一社) 兵庫県猟友会 揖龍支部 たつの支部 特定非営利活動法人有害鳥獣捕獲隊 マタギの会	有害鳥獣の捕獲に関する情報提供及び捕獲の推進 狩猟免許取得者の発掘、後継者育成
自治会長 農会長	被害情報の提供、防除の推進
兵庫森林管理署	国有林に関する情報の提供 国有林内での捕獲の推進
光都農林振興事務所 (森林動物指導員)	鳥獣被害防止対策における助言や指導 野生動物共生林整備等の森林整備指導
兵庫県森林動物研究センター	鳥獣被害防止対策における助言や指導 鳥獣の生息状況及び生息環境に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項



関係機関の名称	役割
たつの警察署	住民の安全確保
龍野農業改良普及センター	農業被害防止対策に関する助言や指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年度から市職員 7 名による捕獲実施隊を編成し、緊急時の有害鳥獣の捕獲、特定外来生物の捕獲に努めている。将来的には、猟友会等から選抜したメンバーによる捕獲専門班の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種施策を活用し広範囲での被害防止を促し獣害に強い集落づくりの取り組みを進めていく。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・環境整備を基本とした対策が重要であり、市役所・兵庫県その他関係機関と地元集落等が連携し、被害防止対策に取り組めるよう推進していく。

たつの市森林整備計画において、ニホンジカ・イノシシを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を設定しているため、被害防止の方法を定め、広域的かつ効果的な森林被害対策を行う。

10 家畜伝染病の予防に関し必要な事項

令和3年3月以降、県内各地で、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が確認されているため、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大防止を図るため、捕獲従事者の靴底や車両への消毒などの防疫措置の徹底などに取り組む。

また、野生イノシシにおいてCSF感染個体が確認された場合、CSF感染個体確認地点を中心に10km圏内の感染確認区域では、捕獲したイノシシの肉は、原則、自家消費に限るとともに、区域外への持ち出さない等の取組の徹底を図る。

アジアの各国でアフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されており国内への侵入リスクが高まっていることから、狩猟関係者や入山者等に以下の注意喚起を行う。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと
- ④ 野生イノシシ対策の罾や柵がある場所に近寄らないこと
- ⑤ 山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を徹底すること